

令和6年度新たな住民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯の皆さまへ

# 令和6年度喜茂別町住民税非課税世帯 等給付金（10万円／1世帯）のご案内

- この給付金は、次のどちらかに該当する世帯が支給の対象となります。ただし、**令和5年度に支給対象となった世帯（住民税非課税世帯への給付金（1世帯／7万円）、住民税均等割のみ課税世帯への給付金（1世帯／10万円）は、支給対象外**となります。（他市町村で受給された方も対象外です。未申請・辞退した場合も含みます。）

## 支給対象者（①または②のいずれかに該当する世帯）

- 令和6年6月3日時点において、喜茂別町に住民登録がされており、

①世帯全員の**令和6年度の住民税（均等割）が課税されていない世帯**（住民税非課税世帯）

②世帯全員の**令和6年度の住民税（所得割）が課税されていない世帯**（住民税均等割のみ課税世帯）

※①または②の条件を満たす世帯でも世帯全員が**令和6年度住民税が課税されている人の扶養を受けている場合を除く。**

- 給付対象世帯に**18歳以下の子ども**（平成18年4月2日以降生まれ）がいる場合、**子ども1人につき5万円**を加算して給付します。

## 給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

※世帯に18歳以下の子どもがいる場合、子ども1人につき**5万円**を加算します

## 給付金の支給時期

役場に確認書が届いた日から  
**2～3週間後**が目安です。

## 支給対象と申請の有無

**役場から書類が届きます。詳しくは次のとおりです。**

対象と見込まれる世帯には、8月中旬頃に**支給要件確認書**を送付する予定です。内容をご確認の上、必要事項を記入し、同封する返信用封筒により返送してください。確認書の提出期限は、令和6年9月30日（月）です。



詳しくは裏面へ

# 給付金の支給手続き

## 住民税

### 均等割

一定以上の所得がある方が一律で同額を負担するもの

### 所得割

前年の所得額に応じて、負担額が変わるもの

令和6年6月3日時点で喜茂別町に住民票がある。

いいえ

はい

令和5年度住民税非課税世帯への給付金（7万円）、  
住民税均等割のみ課税世帯への給付金（10万円）の対象とならなかった。

いいえ

はい

世帯の全員が、令和6年度個人住民税所得割が課税されていない。

いいえ

はい

令和5年度12月末時点で課税者の扶養親族のみで構成されていない。

いいえ

はい

支給対象外

令和6年度喜茂別町非課税世帯等給付金の対象と見込まれます。  
町から支給要件確認書を送付します。



住民税非課税世帯等給付金の

**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、すぐに110番通報するか、警察署にご相談ください。◎**倶知安警察署：☎22-0110**

注意：確認や申告の内容が誤っていた場合、支給済みの給付金の返還を求められることがあります。  
意図的に虚偽の確認をした場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

問合せ先

喜茂別町役場元気応援課福祉係



直通

0136-55-5101